

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号、令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「特別障がい者手当等給付事業が減額となっているが、これをどのように分析しているのか」との質疑に対し、当局より、「毎月一定程度の新規申請があるが、廃止件数が申請件数を上回ったことによる減額である。この手当は、医療機関で対象になるかを判断するものであり、一定程度の新規申請があることから制度の周知は図られていると分析している」との答弁がありました。

3 款では、このほか「生活保護受給者数の減少理由」についての質疑がありました。

4 款、衛生費では、「特定健康診査費が減額されている理由は何か」との質疑に対し、当局より、「見込みを超える場合を想定して予算計上していたため、実績に伴う減額であり、受診率は、過去最高の昨年度よりは劣るが高くなっている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 30 号、令和 4 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「7 割軽減対象者数が増えたことについて、どう分析しているか。また、これを受けて、子どもの均等割免除などの軽減措置は検討しているのか」との質疑に対し、当局より、「7 割軽減対象者数の増加は、所得が少ない方が増えたことによるものと分析している。なお、子どもの均等割免除について、昨年、国の通知により、自治体が国の基準を超えて条例を制定することはできないことや、あらかじめ画一的な基準を設けて減免することは適切ではないという見解が示されている。そのため、対象の拡大については検討していない」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきも

のと決定いたしました。

次に、議案第 31 号、令和 4 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「リハビリ型デイサービス利用の増加により、ケアプラン作成費が増えたとのことだが、介護認定者数は増えているのか」との質疑に対し、当局より、「要支援 1、2 の方は増えているが、要介護 1 以上の認定者数は増えていない」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 33 号、令和 4 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度横手市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「現在の両病院の経営状況はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「両病院とも非常に厳しい経営状況であり、今年度も赤字となる見込みである」との答弁がありました。

また、「前年度と比べるとさらに厳しくなっているという認識でよいか。また、その要因は何か」との質疑に対し、当局より、「そのとおりである。新型コロナウイルス感染によるクラスターの影響で、入院者数が大きく減少したことや、手術件数の減少、新規外来診療の制限など、様々な要因によりこのような落ち込みとなっている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 29 号、令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「農業振興費で各事業が減額となっており、減額が大きい事業もいくつか見られるが、その要因は何か。また、農家への影響はなかったのか」との質疑に対し、当局より、「それぞれの事業を精査していく中で事業費を圧縮、変更できたこと、より有利な事業に採択されたため、もとの事業申請を取り止めたこと、また、事業によっては国の補助要綱の発表が遅くなったため春作業に間に合わないという事情から県の補助事業に変更したことなどが大きな要因としてあげられる。国の要綱発表の遅れについては、当初より事業への影響や遅れが心配されていたため、あらかじめ県の事業活用を基本とした営農計画の策定についても指導していたことが幸いし、対象となる農家への実質的な影響はなかった」との答弁がありました。

また、「新規就農も含め、事業に対する需要の掘り起こしが難しい時代だと思うが、その辺りをどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「まずは現場の状況を確認・把握することを第一に掲げている。国、県の事業だけでなく、現状の課題解決に必要と思われる事業については市独自で複数取り組んでおり、JAの各部会へ直接周知するなど、活用に向けた工夫と掘り起こしを行っている。事業のうちいくつかは徐々に成果が出始めており、今後もこの姿勢を継続していきたい」との答弁がありました。

これに対し、委員より「需要の掘り起こしは確かだったのかと考えた際に、結果として事業の減額が多いことは非常に残念に思う。執行率など数字を追及して、議員も含め共有してやっていかなければならない。そこを意識して事業にあたってほしい」との意見がありました。

また、「造林事業について、要求した補助金の半分ほどしか採択されていないようである。事業を実施する事業体等への影響はないのか」との質疑に対し、当局より、「市有林の整備については、例年、国、県補助金

を予算計上しているが、結果として、要望に対する財源が配当されなかったものである。一方で、私（わたくし）有林の整備には補助金がある程度確保されていること、また、これを受け市全体の造林事業について、県や森林組合と協議しながら進められていることもあり、施業を行う事業体への影響は少ないものと捉えている」との答弁がありました。

このほか「ため池整備事業の実施状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第 3 号）については、「光熱費の高騰に関する各施設の状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度横手市水道事業会計補正予算（第 3 号）及び議案第 37 号、令和 4 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会総務文教分科会分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第 29 号、令和 4 年度横手市一般会計補正予算（第 13 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、大型公共施設整備事業について、「これまで横手市で開催できなかったイベントやスポーツができる環境を整えて、県内外から集客を図るための建設だと考えていたが、答弁を聞くとコンセプトがぶれているような印象もあり、規模を大きくした上でのただの建て替えとも受け取れる。世界的に難局の時期に、これだけの事業費をかけて建設する意味、コンセプトは何か」との質疑に対し、当局より、「基本としては市民が中心の施設を考えている。いかに市民が利用しやすく、より使いやすい施設にするかというのが一番根底にあり、まずは冷暖房設備や、駐車場、観客席等の現体育館の問題となっている部分を改善したい。その上で、より大きな規模の大会等の誘致も可能な施設にすることで、今まで利用してきた方の満足に加えて、新たな満足や喜びを感じてもらえる施設にしたい」との答弁がありました。

また、「ハコを作って終わりではない。様々な関係団体に当事者になってもらい進めることで、地域経済に効果を波及させることになる。協議、連携を早い段階から強く持ってもらいたいかどうか」との質疑に対し、当局より、「来年度、運営計画を策定する予定であるが、今年度すでに様々な団体や市外の知見のある方から意見を聞き、準備を進めている。来年度以降、関係する方々から意見をもらうだけでなく、方向性を合わせながら計画を作ることで、スムーズなオープンとより良い運営を目指したい」との答弁がありました。

また、「財政面で将来的に不安要素が多く、5年後、10年後の横手市の財政は大丈夫なのか、今と同じような予算編成ができるのか、市民生活に影響が出ないのか心配である。建物を建設する際には当然上限額があってしかるべきだと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「事業費の上限は、現在の基本設計の段階で示すことは難しい。しかし、青天井だとは考えていないので、まずは現在の事業費の中で収められるように

努力する」との答弁がありました。

また、「合併特例債の発行可能額 544 億円に対して、約 15 億円の留保があるとのことだが、令和 7 年度末で 15 億円残すということか」との質疑に対し、当局より、「令和 3 年度末現在の発行額と令和 4 年度の発行見込み額、そして令和 5 年度以降に予定している大型公共施設整備事業と横手駅東口再開発事業の財源として見込んだ結果、発行可能額 544 億円に対して令和 7 年度末で約 15 億円の残余が発生する見込みである。この約 15 億円については、大型公共施設整備事業の財源のほか、ほかの適債事業にも活用することができることから、今後もより有利な財源充実に努め、必要に応じて活用していきたい」との答弁がありました。

また、「市報 2 月号には建物の概要についての掲載があった。これだけ大きな事業を行うにあたって、財政面についても大きくページを使って市民に広報するべきだと思うが、今後予定はあるか」との質疑に対し、当局より、「毎年度作成しているわかりやすい予算書の全戸配布を来年度も予定している。その中である程度のスペースを取って、財政面についても市民の皆さんにお知らせしたい」との答弁がありました。

このほか、「今回の予算に含まれていない部分の事業費があるが、後年度になりその部分の事業が完了できなくなることを懸念する。本来であれば事業の全体額を今回継続費に設定するべきではないか」との意見や、「起債償還と維持管理費を合わせた経費のうち、実質的な市の一般財源は年間約 5 億円とのことだが、予算の 1 % 程度であれば十分やりくりできるという印象を持つ」との意見、「横手市の身の丈に合った事業費で進めるべきであり、これだけ大きいプロジェクトなので、次の横手を担う若い世代が困らないようにしてほしいというのが市民の声である」との意見がありました。

本案については、委員間討議を行いました。

本案について、高橋聖悟委員より、当初予算案の審査にも関連する大きな案件であるとの理由から、分科会において採決を行わないことを求める動議が提出されましたが、起立採決の結果、起立少数により否決されました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 39 号、令和 5 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「証明書等コンビニ交付費について、定期メンテナンスの実施時期はいつで、使用できない時間はどのくらいか。また、その周知はどのように行っているのか」との質疑に対し、当局より、「定期メンテナンスは、月 1 回、第 3 日曜日に行っており、24 時間使用できない状態となる。また、これは全国的に行われるものであり、これまで市では周知していなかったが、今後ホームページなどでお知らせしていきたい」との答弁がありました。

2 款では、このほか「マイナンバーカードの交付状況」や「マイナンバーカードの申請率・交付率が要件となる交付金」についての質疑がありました。

3 款、民生費では、「交通助成券交付事業について、対象者およそ 1 万人のうち 8,000 人の申請を見込んでいるようだが、対象者に情報が届かないことが懸念される。どのような周知や対策を行っていくのか」との質疑に対し、当局より、「この事業を含む高齢者福祉事業の見直しの全体像については、4 月にチラシを全戸配布する予定である。また、担当部署内に専用ダイヤルを設けて、案内や問い合わせへの対応をしていきたいと考えている。なお、昨年 9 月頃には、民生児童委員協議会へ事業の概要を伝えており、周知や啓発、申請の援助を担っていただく予定である。加えて、4 月以降は、担当職員がいきいきサロンなどに出向いて丁寧に説明をしていく」との答弁がありました。

また、「高齢者福祉事業を見直した中で、より高い効果があると判断して行う新規事業である。ぜひ継続して多くの方に使ってもらえるよう取り組んでほしいが、どうか」との質疑に対し、当局より、「申請者を 8,000 人と見込み予算を計上したが、実際に助成券を必要としている方がどのくらいいるかを掴めていない状況にある。交付率 100 パーセントを目指し、周知を図っていきたい」との答弁がありました。

また、「産後ファミリー応援事業について、どのように周知を図るのか。

また、対象を1歳までとした理由は何か」との質疑に対し、当局より、「1歳未満の子の保護者には個別に案内通知を出し、今後生まれる子の保護者には児童手当の申請時などの窓口で、もれなく周知を図っていく。また、対象を1歳までとした理由は、1歳を超えると保育所に入所させる方が多くなることや、費用対効果を考えたためである」との答弁がありました。

また、「施設型給付費の除雪加算について、市内の認定こども園で、加算対象となる地域とならない地域がある。各施設の除雪に係る経費を把握し、この不公平感を解消すべきと考えるが、その見通しはどうか」との質疑に対し、当局より、「公立、私立に関わらず、除雪に係る経費は把握すべきと考える。大雪の際だけではなく、複数年の状況を捉えて現状を国に訴えていかなければならない。平準化は難しいとしても、それに近い形にするための検討材料には当然なると思うため、今後、取り組んでいきたい」との答弁がありました。

3款では、このほか「扶助費減少の要因と生活困窮者自立促進支援事業との関連状況」についての質疑や「テレビを活用した福祉事業等の情報提供の仕組みづくり」についての意見がありました。

4款、衛生費では、「軽度・中等程度難聴者補聴器購入費助成事業について、補聴器を継続的に使ってもらうためには、医師の診断は必須と思うが、それは個人負担となるのか」との質疑に対し、当局より、「補聴器の調整をうまくできずに使用をやめてしまう例が多くあることから、医師の診断は必須である。また、この事業はあくまで補聴器購入費の助成であり、診断については個人負担となる」との答弁がありました。

また、「墓園の現状と今後の課題は何か」との質疑に対し、当局より、「現在、市内に7墓園あるが、整備済みの区画数は3,291であり、貸出可能区画は117となっている。最近では、貸出数が減り、逆に返還される数が増えている。空き家と同様に、空き墓園や墓地となるような状況も出てきており、これを今後どのように解消していくかが課題となっている」との答弁がありました。

4款では、このほか「ごみ減量化の取組み」についての質疑がありました。

討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「福祉分野は、特に広範な市民検討委員会で協議した結果、高齢者の既得権である入浴券事業の廃止や、はり、きゅう、マッサージ助成事業の75歳以上への引き上げ、

敬老事業の縮小という残念な点はあるながらも、職員間のアイデアを尊重して、子ども医療費無料化の年齢を引き上げたり、産後の子育ての大変な時期の様々なサポート、さらに難聴者への補聴器購入費助成といった具体策を盛り込んだ予算提案を歓迎する。今後は、聴覚リハビリテーションなどを始めとして、さらに市民に寄り添った展開をされることを願うと付け加えて賛成する」と討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号、令和 5 年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「県に事業主体が変わり、激変緩和措置がなくなると思うが、今後の方向性はどうか」との質疑に対し、当局より、「国の激変緩和措置は、令和 5 年度で終了することになっている。令和 6 年度以降、県では保険料水準の統一に向け、県の特別調整交付金で激変緩和を検討しているようである」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号、令和 5 年度横手市後期高齢者医療特別会計予算については、「督促手数料の内容について」の質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号、令和 5 年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護認定審査会にタブレット端末を導入するに至った経緯は何か」との質疑に対し、当局より、「現在、8 つの合議体で、審査会 1 回あたり 30 人分の紙の申請資料を事前に委員の自宅へ送付し、それを審査後に回収して保管している状況だ。紙資料の削減や個人情報保護の強化の観点から、導入に至ったものである」との答弁がありました。

また、「コロナについて、感染症の区分が変わり 5 類に引き下げとなるが、それに向けて介護体制や利用者への影響について考えていることはあるか」との質疑に対し、当局より、「コロナ感染拡大の影響により、在宅系サービスが提供できない状況が発生したが、介護事業所には、コロ

ナに過敏に警戒しすぎず、要介護者へのサービス提供を維持するため最大限努力していただいている。今回、コロナの扱いが緩和されても、介護事業所には引き続き努力していただくことになると考えている」との答弁がありました。

このほか「生活支援コーディネーターの活動内容」や「地域支援事業の今後の方向性」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号、令和 5 年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「施設介護サービス事業費の減額は、サービス低下には結びつくものではないとのことだが、職員の充足状況はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「職員の充足状況に変化はなく、依然として不足している状況にはある。令和 4 年度では職員増員に対応するための予算を計上していたが、募集をしても申込みがないという実情があり、令和 5 年度では予算を減額したものである。両施設とも今年度当初と比べると、幸いにも職員数は横ばいで推移しており、また、ひらか荘廃止に伴う職員の異動も要望していることから、サービス向上につなげていきたい」との答弁がありました。

また、「介護収入を上げるために、より上の介護報酬の加算を目指す考えはあるか」との質疑に対し、当局より、「老健おおもりは介護報酬の区分で基本型の施設となっているが、一方で、民間施設には加算型の施設もあり、加算額に約 2 倍の違いがある。ただ、公的施設であるため、地域包括ケアとしての援助の手を差し伸べるといふ役割を担いながら入所いただいているところもある。インフラの課題もあるが、収入を伸ばす努力をしながら、介護ケアを充実するよう取り組んでいきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 46 号、令和 5 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「奨学金貸付事業について、人員確保に向けて給付型とし、返還を不要とする検討はできるか」との質疑に対し、当局より、「貸与型ではあるが、貸与年数の 1.5 倍の期間、市立病院に勤

めると返還は不要となる」との答弁がありました。

また、「今後も大幅な赤字が続くとなると非常に大変だと思う。改善のための具体的な戦略はあるのか」との質疑に対し、当局より、「コロナ禍を乗り越えて経営を安定させることはとても大事なことであり、病床稼働率を上げることと診療報酬単価を上げることが必要と考えている。病床稼働率を上げることが簡単ではないが、しっかりケアをして診療の質を上げ、国が求めるレベルに達する努力をすることで、診療報酬単価は改善の余地があると考えている。現在は、かつての内部留保を活用している状況であるが、将来的には市の病院事業として支援をお願いすることも懸念している。まずは、今後も経営努力を続け、良質な医療を提供する責任を果たしていく」との答弁がありました。

これについて委員からは「その懸念が現実にならないよう、両病院の強みを伸ばすためには何が必要か、ネックの部分はどう解消していくのかを今一度分析して頑張ってもらいたい」との意見がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 38 号、令和 5 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて及び議案第 44 号、令和 5 年度横手市市営温泉施設特別会計予算の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「温泉についての方向性がはっきりと示されないまま、休館している鶴ヶ池荘などについて、今後再開するにしても譲渡するにしても、かなりの日数がたっていることから早めに対応すべきと思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「温泉の方針については、今定例会中に議会へ説明し、新年度早々に 8 地域で意見交換会を開催したいと考えている。その後、再度議会へ最終的な方向性案を提示したい」との答弁がありました。

議案 2 件については、いずれも討論はなく、議案第 38 号は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 44 号は、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 39 号、令和 5 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 5 款、労働費では、「企業誘致に力を入れながらも、地域に子どもが少なくなっている中、若者の人材育成もあわせて行う必要があるが、若年者等人材育成・地元定着支援事業の予算が少ないと感じる。もっと重点的に取り組むべきだと思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「新規高卒者の県内就職希望者数は昨年までは上昇していたが、今年は落ちている。コロナ収束の影響もあるが、子どもの数は今後も減少見込みとなっており、地元就職者比率を上げないと企業誘致で働く場を確保しても人手の確保もままならない状況である。このような中、若者支援については市をあげて取り組んでおり、インターシップ促進やポータルサイト J O B ナビ構築事業を中心に実施しているほか、県やハローワークとの連携により、様々な就職説明会や企業説明会を開催している。また、企業誘致によって若者

がやりたいことができる企業が以前よりも地元が増えていくことを様々な場面でアピールしたり、企業経営者に夢を語ってもらう場を設けたりなど、高校生だけでなく小中学生も対象とし、横手を思う心を育てていきたいと考えている」との答弁がありました。

6 款、農林水産業費では、「果樹等災害復旧事業の薬剤助成については、令和 3 年度の 30% を維持するよう議会で決議したが、助成率が年々下がっている。果樹は、ほかの作物と違い、1、2 年で復旧するものではないことから、助成の継続を決議したのに、尊重されていない。このことをどのように捉えているか」との質疑に対し、当局より、「議会の決議を軽視しているようなことはなく、むしろ重く受け止めている。産地を何とか維持したいという思いは同じであり、災害に強い園地づくりやスマート農機の導入、離農園地の受け手への支援など、そのほかの事業でも手厚く支援しており、他自治体と比較しても充実している。市としては他の作物とのバランスも考えなければならないし、薬剤助成に関しては、最終的に助成を受けなくてもやっていけるという完全復興、それが目指す姿だと考えている。その上で、この助成については未収益の期間を支援するものであり、JA と連携しながら復旧度合いを確認し、きちんと対応していきたい」との答弁がありました。

6 款では、このほか「産地維持のための支援」や「農業振興のための基金」、「有害鳥獣駆除」についての質疑がありました。

7 款、商工費では、「BIG プロジェクト事業で、企業に対し 5,000 万円の支援をすることになっている。一般財源で対応することからも、雇用者数の増加や経済効果など、目に見える形で成果を示すべきと思うが、どう考えるか」との質疑に対し、当局より、「令和 5 年度は市内 1 社に支出する予定があり、予算措置したものである。建築関連の企業であり、近年首都圏のマンションやオフィスビルが老朽化で建て替え時期を迎えているという背景に加え、市場規模が巨大であること、事業も長期にわたることから、一層成長が期待できる企業である。現在の従業員数は 10 名ほどだが、将来計画では 40 名となっており、秋田経済研究所のシミュレーションに基づき経済波及効果を算出すると、施設建設と雇用される人の消費行動を合わせて 22 億 3,000 万円の試算値となる」との答弁がありました。

また、「インバウンド対応事業について、トップセールスはどこへ行くのか決まっているのか。また、多言語対応などインバウンドの受け入れ

体制はどうなっているか」との質疑に対し、当局より、「例年だと、知事を団長として市町村長がそろって台湾へのトップセールスを行っている。新年度も県と足並みをそろえて、台湾と秋田との直行便運航の要請について実施する予定であり、時期としては、夏頃を想定している。インバウンド受け入れについては、地域通訳案内士を養成する事業を行っており、今年度は英語の通訳案内士を7名養成し、間もなく認定証を交付する予定である。来年度以降は中国語の通訳案内士を養成することにしており、市内の観光名所を案内する仕組みも整えたい」との答弁がありました。

また、「温泉観光施設費について、ゆーらくは地域コミュニティ施設として位置づける方針だと聞いていたが、なぜ7款に予算計上されているのか」との質疑に対し、当局より、「計上したのは、ゆーらくの実施設計にかかる部分である。設計までは7款に予算措置し、工事費用は適切な款へ移行する予定である」との答弁がありました。

このほか、7款では「誘致企業への支援」や「関西誘客事業の現状と見込み」などについての質疑がありました。

8款、土木費では、「議会ではこれまでに2回ほど、産業建設常任委員会の総意により提案されたインフラ整備を求める決議を可決している。道路舗装や補修については、令和5年度はどれくらい予算を確保しているのか」との質疑に対し、当局より、「生活道路の舗装補修に関しては、令和4年度までは一般財源で対応してきたが、令和5年度からは、緊急自然災害防止対策事業債を財源として活用し、約1億円の予算を確保の上、対応していきたいと考えている。この地方債は、令和7年度までの時限措置となっているため、その後も制度を継続していけるよう国への要望活動を行っている」との答弁がありました。

8款では、このほか「秋田自動車道4車線化対応事業の状況」や「橋りょうメンテナンスの検査体制」、「市営住宅の入居状況」についての質疑がありました。

本案については、質疑のみとし、分科会での討論、採決は行わないことに決定いたしました。

次に、議案第47号、令和5年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「人口減少により空き家が増えているが、空き家周辺を調査し、今後住宅が建たない箇所であれば、その先は止水

するなどという管理の仕方でも必要になってくるのではないかと。有収率にも関わってくると思うが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「市街地、郊外を問わず、空き家が増えているというのが実態であり、実感である。給水管についても音聴調査を行いながら、漏水が発生しているところは所有者と連絡を取り、止水栓の閉栓、場合によっては本管との接続部であるサドル分水栓で閉めるという措置も考えていかなければならない。また、漏水対策については地道な調査の積み重ねであると考えている。しっかりと行いながら、少しずつでも有収率を上げていきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 48 号、令和 5 年度横手市下水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「汚泥処理については、県の広域汚泥資源化事業に負担金を支出している。処理施設が完成し運営が開始された後、また、大規模改修などが必要になった際に負担金が増えるようなことは考えられないか」との質疑に対し、当局より、「施設の維持管理費は安価になる見込みであり、施設改修についても修繕計画を立て、機器の交換等も年次計画で対応することになっている。大規模改修の際は、補助事業を充当して整備するものと見込んでいる」との答弁がありました。

このほか「収益的収支の状況」や「山内浄化センター廃止後の対応」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）については、質疑はなく、分科会での討論、採決は行わないことに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 39 号、令和 5 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「大型公共施設整備事業について、トータルで約 198 億円の事業費となっているが、先般示された財政見通しによると、道路などのインフラ更新や施設改修など市民生活に直結する部分の需要が考慮されていないように感じる。また、補助費が減っていく財政シミュレーションとなっており、市民生活から絞ろうというような形で事業を進めていくように見える。財政的にどのような根拠で建設できると判断したのか」との質疑に対し、当局より、「事業費約 198 億円のうち、一般財源として将来にわたって必要なものが約 60 億円であり、それを 20 年償還した場合、年間約 3 億円必要と考えている。併せて、毎年度の維持管理費を約 1 億円ずつ見込んでおり、年間約 5 億円の一般財源が必要だと試算している。それに基づいて財政見通しを推計し、基金残高や財政健全化を判断する指標である将来負担比率等について健全な範囲内で推移できると見込んだので、事業実施できるものと判断している」との答弁がありました。

また、「大型公共施設整備の財源に社会資本整備総合交付金と防災・減災・国土強靱化債がある。どちらも防災や安全対策に対しての意味合いが強いが、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「社会資本整備総合交付金については、防災拠点として使われる部分が補助対象となっており、その対象事業費のうち半分が補助金額となる。また、防災・減災・国土強靱化債については、その補助裏であるため、補助の残りが起債対象となり、補助金額と同額が起債として充当されている。広域災害の際は、第 1 アリーナに総合指揮本部や医療本部、避難所の運営スペースを、第 1 アリーナの 2 階と第 2 アリーナに約 700 人収容可能な避難所の設置を想定しており、通常の体育館としての利用に加え、災害時にも利用できる機能を有する施設である」との答弁がありました。

また、「ほかの地域で大規模災害があった際に、地理的立地を生かして救援に当たるための後方支援拠点としての意味合いは持たせていないの

か」との質疑に対し、当局より、「赤坂総合公園全体が県南地区の防災拠点として県や市の防災計画に位置付けられており、日本海側で津波を伴う大きな地震が発生した際の広域避難所と、消防や警察、自衛隊が集結して被災地に行くための拠点という2つのパターンを想定している」との答弁がありました。

また、「地域おこし協力隊を今後増員する予定はあるのか。また、おためし地域おこし協力隊について、庁内で活用を希望する部署が無い場合はどのようなになるのか」との質疑に対し、当局より、「今年度新たに2人募集しており4月から活動する予定であるが、外部の視点を生かして地域活性化につなげるため、今後も増員を考えている。おためし協力隊について、庁内意向調査では令和5年度に活用を希望する部署はなかったものの、いつ必要になるか分からない状況であるため、希望があった際の補正予算対応ではなく、当初予算に計上することでいつでも受け入れられる体制にしたいと考えている。来年度、再度意向調査を行うが、もし希望する部署が無い場合はおためし協力隊も実施しないことになる」との答弁がありました。

また、「若者交流事業に前年度と同じ200万円の予算が置かれている。行政がどこまで応援できるかという側面もあるが、少子化対策の前提となる重点事業であり、この予算額では少ないのではないか」との質疑に対し、当局より、「行政が出会いの場に関わっていると安心感があるという参加者からの意見もあり、人口減少対策の入り口となる事業であると捉えていることから、予算も含めて、よこての未来創生プロジェクトの中で継続的に検討していきたい」との答弁がありました。

2款では、このほか「十文字駅の管理業務を委託することによる利用者への影響」や「職員研修の方向性」についての質疑がありました。

9款、消防費では、「災害対応ドローンは計画的に増やす予定か。また、操縦できる隊員の養成はどのように行っているか」との質疑に対し、当局より、「ドローンは複数あるに越したことはないが、1機当たり263万8,000円と高額であるため、当面は1機で運用していく。操縦資格については、現在5人が航空局に登録しており、今後も計画的に養成していきたい」との答弁がありました。

また、「防災行政無線の予算と今後の見通しはどうか」との質疑に対し、当局より、「設備の保守点検等の予算を計上している。免許の有効期限が令和9年11月までとなっており、機器が使用可能な限り使

用したいが、大きな修繕は行わないこととしている」との答弁がありました。

また、「自主防災リーダーについて、令和5年度はどのような方を対象とするのか。また、何人ぐらいを育成する予定か」との質疑に対し、当局より、「来年度は12人を想定している。そのうち2人は、防災士の資格取得者を養成するという県の事業により各市町村に割り当てられた枠であるが、できるだけ女性の防災士を育成したいこともあり、できれば女性を推薦したいと考えている。ほかの10人については、今年度と同様に消防団の幹部など防災知識がある方々を推薦したいと考えている」との答弁がありました。

9款では、このほか「消防施設整備事業の財政見通しへの影響」や「防災ラジオの全戸配布」についての質疑がありました。

10款、教育費では、「小中学校照明LED化事業について、何年かけてどの程度まで行うのか。また、体育館以外も実施するのか」との質疑に対し、当局より、「小中学校20校のうち、体育館がLED化されていない学校について年間約4校ずつ、3か年計画で進めていく予定である。教室については大規模改修工事の際に全てLED化しているが、今後もそういった機会を捉えて進めていきたい」との答弁がありました。

また、「新しい図書館のオープンに向けて図書購入費を増強して対応することになると思うが、令和6年度以降についてはどのような見通しとなっているか」との質疑に対し、当局より、「来年度、新横手図書館の図書購入費は3,500万円であり、1万5,000冊から1万7,000冊を購入する予定である。現在の横手図書館にある図書と合わせて、オープン時には書架全体の約7割を充足することができると考えている。残りの3割については計画的に年数をかけて増やしていきたい」との答弁がありました。

また、「スポーツ立市よこて10周年関係事業について、どのような企画を考えているか」との質疑に対し、当局より、「各地域の事業として開催されているスポーツイベントや大会のほか、市民スポーツフェスティバルとして開催されている競技団体等による大会を記念事業と位置付けて、内容や賞品を充実させることで特別感を演出したいと考えている。コロナ禍で低迷した市民のスポーツ活動を盛り上げるために、スポーツ推進委員やスポーツ大使の協力も得ながら、10周年ということをPRして市民の意識の高揚を図りたい」との答弁がありました。

また、「県営ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査事業について、来年度の調査地は何か所あるか。また、あと何年くらいで終わる見込みか」との質疑に対し、当局より、「来年度は平鹿地域の蟹沢遺跡 1 件のみで、面積は 2,432 m²である。県営ほ場整備事業の実施に伴う県からの委託事業であるが、現在のところ令和 9 年度までと見込まれている」との答弁がありました。

10 款では、このほか「小中学校の授業における Z o o m 活用」や「児童生徒の教育相談体制と周知方法」についての質疑がありました。

討論では、高橋聖悟委員より、反対の立場で、「生活インフラへの投資もままならない中、また、公共資産の更新が山ほどある中、また、適正化と言いつつも補助費の減少を見込むなど市民の需要などをさておきながらの 2 つの新設の公共施設の整備、2 つの今後のランニングコストの増額は無理があり、やり過ぎだと感じる。これらの事業の遂行は妥当と思えない。後世の負担減少と、将来彼らが機動的で新たな発想の下で政策が打てるように余裕を残すことも現世代は考えるべきではないか。よって、2 つの機能の必要性は十分に感じながらも今回は 1 つの施設に注力し、汎用性の高い横手体育館の整備は認めながらも横手市民会館整備については反対する。ただし、横手市民会館は無いという議論ではなく、機能、再配置、予算などについて、それらの在り方を再検討することを望むものであり、令和 5 年度一般会計予算案に反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 45 号、令和 5 年度横手市財産区特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 50 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。